相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県名取市上余田字北畑四九番地、最後の住所仙台市太白区大野田字元袋一三番地の八　被相続人　亡　板橋　憲代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十七日

仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号高裁前ビル四階ひかり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　美砂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県桜川市真壁町椎尾一二八六番地、最後の住所茨城県桜川市真壁町東山田一四二七番地一　被相続人　亡　大関　みつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十七日

茨城県桜川市真壁町飯塚四九六番地二

相続財産管理人　新村　秀雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目一二番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　多田カヅイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十七日

埼玉県さいたま市南区鹿手袋一丁目四番一二号　中浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石塚　章夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区沼袋二丁目一五一番地、最後の住所東京都中野区沼袋二丁目二四番一三号　被相続人　亡　青木　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十七日

事務所千葉県千葉中央区中央三―一三―七コスモ千葉中央ビル二〇七

相続財産管理人　弁護士　横田　安弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市前郷一番町七七三番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺北町五丁目四番九号けやきハイツ　被相続人　亡　髙橋　吉一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十七日

事務所千葉県千葉中央区中央三―一三―七コスモ千葉中央ビル二〇七

相続財産管理人　弁護士　横田　安弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市端詰町四番地、最後の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字小渕八八〇番地三　被相続人　亡　那須かつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十七日

愛知県春日井市鳥居松町五丁目七八番地名北セントラルビル四階

相続財産管理人　弁護士　竹田　卓弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県尾張旭市東大道町曽我廻間二三一五番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　清村　織江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十七日

愛知県尾張旭市上の山町間口二五三六番地

相続財産管理人　弁護士　松原　道雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区佐比江町一六番地、最後の住所大阪市淀川区加島三丁目中二番一九号アミーユレジデンス加島駅前二一五号　被相続人　亡　石川　彩子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十七日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階

相続財産管理人　弁護士　矢倉　昌子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市火打二丁目一四四番地、最後の住所兵庫県川西市美園町一二番二〇号　被相続人　亡　角野　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十七日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号C―3ビル五階　相続財産管理人　田中　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県添上郡月ヶ瀬村大字月瀬四九一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山下ハギノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十七日

奈良県山辺郡山添村大字岩屋一八九番地

相続財産管理人　山﨑　直孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市北区富町一丁目二〇〇番地、最後の住所岡山市北区大安寺中町五番五〇―一号　被相続人　亡　中山　弘正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十七日

事務所岡山市北区本町六番三六号第一センタラルビル二階太陽綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上西　芳樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県小松島市堀川町字井理守二一番地一、最後の住所徳島県徳島市二軒屋町二丁目四四番地　被相続人　亡　勝山　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十七日

徳島市徳島本町一丁目九番地　ＮＯＤＡビル二階　相続財産管理人　笹谷　正廣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島市上八万町西山三七三番地、最後の住所徳島市住吉四丁目一〇番一九号　被相続人　亡　大和　巌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十七日

徳島市中洲町一丁目六四番地一

相続財産管理人　立川　福夫

第22期決算公告

平成22年6月25日

山形県米沢市八幡原五丁目4149番地8

株式会社テクノプラザ米沢

代表取締役　安部三十郎

貸借対照表の要旨

（平成22年3月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	39	流動負債	2
固定資産	363	固定負債	5
有形固定資産	213	負債合計	7
無形固定資産	0	株主資本	395
投資等	150	資本金	450
		利益剰余金	△55
		その他利益剰余金	△55
		（うち当期純利益）	（△3）
		純資産合計	395
資産合計	402	負債・純資産合計	402